

令和6年2月15日
資源エネルギー庁
鉱物資源課

経済産業省では、令和6年度「海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

我が国の領海・排他的経済水域（ＥＥＺ）の海底及びその下並びに延長大陸棚（以下、「我が国周辺海域」という。）には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥といった海洋鉱物資源が存在し、これらには省エネ機器等に不可欠な銅やレアメタルが含まれています。しかしながら、現状ではそれらの資源量が明確に把握できておらず、海底で鉱石を掘る（採鉱）、海上に鉱石を上げる（揚鉱）、金属を取り出す（選鉱・製錬）技術についても課題が存在しています。世界的にも実現されていない海洋鉱物資源開発の商業化を目指し、本事業では海洋鉱物資源に関する資源量評価や生産技術の開発に向けた資源量調査や生産技術の検討等を行います。

なお、海洋基本計画（令和5年4月閣議決定）には、「我が国の領海や排他的経済水域等に賦存する海洋由来の鉱物資源（海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥）は、商業化がなされれば、国際情勢や地政学的リスクに左右されず我が国の自給率の向上に資する貴重な国産資源である。

こうした天然賦存資源について、その商業化を目指しつつ、内外の情勢に応じていつでも開発・生産できるようにするための資源量の把握、環境面も含めた技術の確立、体制の整備等の産業化を促進していくことは、経済安全保障の観点からも重要である。

国産海洋資源開発の産業化に当たっては、オープンイノベーションによる産学の最新技術を随時取り入れつつ、また、他の資源開発の技術も活用できるものは活用する等、フレキシブルな実施体制を確保することが重要である。また、公海に賦存する海洋鉱物資源の開発に向けては、我が国も引き続き国際ルール策定に主体的に貢献していく。」と示されており本事業では上記計画に基づき、実施することとなります。

2. 事業内容

本事業は、本年度改定予定の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（案）（令和6年2月パブリックコメント）」（参考参照）を踏まえて実施することとします。同計画（案）において、過去の調査結果等や本事業による令和9年度までの調査内容・結果等を踏まえ、同年度に総合的な検証・評価を行う予定としていること及び海洋基本計画等の定期的な見直しも想定されることから、令和10年度まで一貫した事業実施を予定しております。具体的な事業内容は以下の項目となります。

(1) 資源量調査

海底熱水鉱床については、経済評価性における鉱石価値の高い新鉱床を発見するべく、最新技術を活用した水中航走体(AUV等)による音響調査等を実施するとともに、既知の鉱床において高密度のボーリング調査を実施し資源量の確度向上を行う。

コバルトリッチクラストについては、ISAとの探査契約終了後の開発検討に向けて、開発モデルエリアの選定及び、追加のボーリング調査を実施し資源量評価を行う。また、EEZ内の海山において地形調査、海底観察、ボーリング調査を通じたポテンシャル評価を行う。

マンガン団塊については、高密度でのサンプリングを行いISAの探査規則に定められたルールに従った資源量の精緻化調査を行う。

なお、具体的な調査内容は以下のとおり。

① 調査航海

資源エネルギー庁が指定する海域において毎年度必要な調査航海を実施し、②の内容について調査を実施する。なお、具体的な航海の計画(調査海域、日程、使用船舶)については、提案書に記載すること。

② 調査内容

①の調査海域において、海洋鉱物資源(海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊)の各種データの取得・収集及びデータ解析を実施し、賦存状況、概略資源量を把握する。

＜取得・収集する各種データ等の例＞

- ・ 海底地形に関するデータ
- ・ 海底地質に関するデータ
- ・ 海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊の賦存状況のデータ
- ・ 気象、海象に関するデータ
- ・ 調査データの解析に必要なその他のデータ

なお、データ等の具体的な取得・収集方法については、提案書に記載すること。

③ 各種データの解析等

②の調査内容により取得・収集した各種データについては、過年度事業の成果を活用しつつ、以下の解析等を実施する。

- ・ 取得データに関する解析(海底地形、音響データ等)
- ・ 取得試料に関する解析(岩石、鉱物等の化学組成分析等)
- ・ 海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊の賦存状況に関する総合的解析(広がり・厚さ・品位の変化等)
- ・ その他調査航海により取得した各種データの解析等

(2) 採鉱・揚鉱技術

海底熱水鉱床については、過年度事業の成果を踏まえ、実操業により近い条件での立型採鉱機の更なる性能検証と耐水圧化改造、循環式スラリー揚鉱方式における装置の海域試験を通じた高負荷及び長時間運転時の耐久性の確認等、技術的信頼性の向上を図ると共に、環境影響を考慮した上での採鉱・揚鉱システムの改良を行う。

コバルトリッチクラストについては、過年度事業の成果を踏まえ、採鉱試験機の詳細設計と製作を行い、EEZ 海域内での掘削試験を通じて掘削機構等の適用性を確認し、商用採鉱機の設計に資するデータを取得すると共に、国内外での技術開発動向を調査し、我が国で保持・開発すべき技術を明らかにした上で、最適な採鉱・揚鉱システムを構築する。

マンガン団塊については、過年度事業で製作した走行試験機を用いた水域走行試験データの取得をすると共に、国内外の技術開発動向を踏まえた生産システムの検討を行う。

レアアース泥については、エアリフト方式による多様な揚鉱・揚泥条件を再現可能なシュミレーターの高度化及び、揚鉱・揚泥管内の流動状態把握のための超音波技術の精度検証を行う。

なお、具体的な実験方法、検討の進め方等については、提案書に記載すること

(3) 選鉱・製錬技術

海底熱水鉱床については、鉱物の浮選挙動の把握及び湿式処理の検討を行い、精鉱中の不純物を低減する選鉱プロセスの改良と、コストと品質のバランスを考慮した最適化を行うと共に、不純物が含まれる精鉱の処理のための製錬プロセスを検討する。

コバルトリッチクラストについては、過年度事業で検討してきた選鉱法の組み合わせ等により、細粒のコバルトリッチクラストに適した選鉱プロセスを構築すると共に、製錬時の実収率を悪化させない、CO2 排出量を低減する製錬プロセスの検討を行う。

マンガン団塊については、製錬中間産物からの金属回収条件を検討する。

なお、具体的な実験方法、検討の進め方等については、提案書に記載すること。

(4) 環境影響評価

I. 海洋環境基礎調査

① 調査航海

資源エネルギー庁が指定する海域において毎年度必要な調査航海を実施しにおいて、②の内容について調査を実施する。なお、具体的な航海の計画については、提案書に記載すること。

② 調査内容

①の調査海域において、海洋環境基礎調査を実施し、「Ⅱ. 環境影響評価手法の検討」の実施に必要となる各種データ等を取得・収集する。

＜取得・収集する各種データ等の例＞

- ・ 海底地形に関するデータ
- ・ 海水流動、水質に関するデータ
- ・ 底生生物等に関するデータ
- ・ 海底地質（岩石・堆積物等）に関するデータ
- ・ 気象、海象に関するデータ

なお、データ等の具体的な取得・収集方法については提案書に記載すること。

Ⅱ．環境影響評価手法の検討

海底熱水鉱床については、長期間の流況を反映した流動場作成と、懸濁粒子の拡散・再堆積を予測するモデルへの適応等を通じて環境影響評価の高度化を図ると共に、生物多様性の保全のため保護すべき範囲の設定検討を含め、開発対象となり得る鉱床の環境保全策の検討を行う。

コバルトリッチクラストについては、環境調査、生物の遺伝子分析、海山間の幼生分散プロセスを推定するためのモデル開発等を通じた環境特性の把握を行うとともに、ISA理事会には、委託先を含め5名程度で参加するとともに、地域環境管理計画に関するワークショップ等に積極的に参加し、国際ルールの策定に主体的貢献する。また、環境影響評価に向けた掘削等による懸濁粒子の拡散・再堆積を予測するモデルを開発し、実海域での掘削試験に係る環境影響評価を実施する。

マンガン団塊については、ISA鉱区内での採鉱による環境影響評価手法の検討を行う。

なお、具体的な実験方法、検討の進め方等については、提案書に記載すること。

（５）経済性の評価・法制度のあり方、情報収集等

（１）～（４）の調査・解析等に供するため、国際動向や国際ルール、諸外国の法制度等に係る情報収集を進める。また、令和９年度には、外的要因や国際ルールの動向、技術開発や環境分野の成果を踏まえて、それまでの海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラストの開発に関する取組を総合的に検証・評価する。

（６）委員会の設置等

民間企業、大学、研究機関等の有識者による委員会等を設置し、調査項目、調査手法、調査計画の検討・作成、調査報告書の取りまとめ及びこれに付帯する業務を実施する。なお、委員会等メンバーや開催数については、提案書において記載すること。

（７）その他

本事業の遂行のために、より効果的な調査項目・内容等がある場合は、提案書において記載すること。

【参考】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（案）（令和６年〇月パブリックコメント）」のうち、海底熱水鉱床（資源量調査、採鉱・揚鉱技術、環境評価、経済性の評価・法制度のあり方の検討）、コバルトリッチクラスト（資源量調査、採鉱・揚鉱技術）、マンガン団塊、レアアース泥に係る目標と計画

◆海底熱水鉱床

（１）資源量調査

- ① 経済性の評価における収入の増加に寄与するために、新鉱床の発見のための広域調査を実施するとともに、既知鉱床や新鉱床の資源量評価を行う。資源量評価に際しては、より確度の高い地質モデルを構築するために、ボーリング調査を補完するための岩石物性測定を行う。

- ② 開発対象の候補となる鉱床について、概測資源量把握のため、ボーリング調査を高い密度で実施し、精緻な資源量評価を行う。
- (2) 採鉱・揚鉱技術
- ① 立型採鉱機について、姿勢制御機構の改良や耐水圧化を行い、実操業により近い条件設定による掘削試験等を通じて、頂部掘削性能を検証する。
 - ② 循環式スラリー揚鉱方式について、高負荷及び長時間運転時の耐久性試験等を通じた要素技術の信頼性向上、揚鉱システムへの鉱石投入を含む海域での総合試験による実証を行う。
- (3) 選鉱・製錬技術
- ① 海底熱水鉱床鉱石を構成する鉱物の浮選挙動を把握して、精鉱に含まれる不純物を更に低減できる選鉱プロセスに改良する。また、湿式処理の適用など複数の方法の組み合わせを検討し、精鉱の品質と生産コストのバランスのとれた選鉱プロセスに最適化する。
 - ② 国内製錬所において不純物を含む精鉱を処理するのに必要な条件を整理し、製錬プロセスの改良を検討する。
- (4) 環境影響評価
- ① 開発対象の候補となる鉱床について、開発を想定した環境保全策を検討する。
 - ② 海底での掘削等に起因する懸濁粒子の拡散・再堆積を予測するモデルに用いる流動場について、対象海域における長期間の流況を反映したデータとするなど、実操業への適用を想定した環境影響予測モデルの予測精度向上を行う。
- (5) 経済性の評価・法制度のあり方の検討
- ① 国際動向や国際ルール、諸外国の法制度等に係る情報収集を進める。
 - ② 環境調査等で得られたデータを活用し、開発と環境保全のバランスの取れた合理的な国際ルールの策定に主体的に貢献する。
 - ③ 本計画期間終了時の 2027 年度には、その時点の資源量調査、生産技術開発、環境影響評価に基づく経済性の評価を実施し、総合的に検証・評価し、国際情勢や市況見通しといった外的要因を踏まえつつ、取組の方向性を決定する。

◆コバルトリッチクラスト

- (1) 資源量調査
- ① ISA との探査契約終了後の開発検討に向けて、開発モデルエリアを選定し、追加のボーリング調査を実施し、資源量評価を行う。
 - ② EEZ では小笠原海台及び南鳥島沖において、地形調査、海底観察、ボーリング調査を実施し、資源ポテンシャルの評価を行う。
- (2) 採鉱・揚鉱技術
- ① 採鉱試験機の詳細設計及び製作を行い、EEZ での掘削試験を通じて掘削機構等の適用性を確認し、商用採鉱機の設計に資するデータを取得する。
 - ② 国内外における技術開発動向を調査し、我が国で保持・開発すべき技術を明らかにするとともに、他国技術の導入可能性を検討し、掘削試験で得られたデータも踏まえた揚鉱方法等、最適な採鉱・揚鉱システムの構築を行う。
- (3) 選鉱・製錬技術
- ① 細粒のコバルトリッチクラストに適した選鉱法を選定するとともに、これまでに検討

した選鉱法との組み合わせも含めた最適な選鉱プロセスを構築する。

- ② これまでに検討した製錬法と同水準の実収率を達成でき、かつ CO2 排出量を低減する製錬プロセスの調査・研究を行う。

(4) 環境影響評価

- ① ISA 鉱区を含む海域の環境調査や生物の遺伝子分析、海山間の幼生分散プロセスを推定するためのモデル開発等を通じて、環境特性の効率的な把握を進める。
- ② これまでの取組を通じて得られたデータを活用し、ISA と協力して地域環境管理計画に関するワークショップを開催するなど、国際ルールの策定に主体的に貢献する。
- ③ EEZ の海山の環境データやモデルによる懸濁粒子の拡散・再堆積予測の結果等に基づき、実海域での掘削試験に係る環境影響評価を実施する。

(5) 経済性の評価・法制度のあり方の検討

本計画期間終了時の 2027 年度には、その時点の資源量調査、生産技術開発、環境影響評価に基づく経済性の評価を実施し、総合的に検証・評価し、国際情勢や市況見通しといった外的要因を踏まえつつ、取組の方向性を決定する。

◆マンガン団塊

ISA の探査規則に定められたルールに従い、資源量調査分野では高い密度でのサンプリング調査による資源量の精緻化、採鉱・揚鉱分野では製作した試験装置を用いた走行試験等の実施、製錬分野では中間産物からの金属回収の条件検討、環境分野では環境影響評価に向けた調査・検討を行う。

また、国内外における技術開発動向を調査し、我が国で保持・開発すべき技術を明らかにするとともに、他国技術の導入可能性を検討して、最適な全体システムの構築に取り組み、これらの結果を踏まえた経済性の評価を行う。

ISA での国際的なルール作りに貢献する。探査契約期限の到来に当たり、上記の取組の成果及び国際的な動向も踏まえて探査契約の延長を検討する。

◆レアアース泥

エアリフトについては、非定常条件を含む様々な揚鉱・揚泥条件を再現できるようシミュレーターを高度化するとともに、揚鉱管内の流動様式を把握するための超音波計測技術について、計測器の改良等を行った上で、揚鉱試験に導入して諸条件下での計測精度を確認する。

3. 事業の実施における留意事項

本事業は、これまでの「海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査」等関連事業で得られた実験データや研究成果、地質試料、取得財産等を原則として承継し、実施するものとします。

4. 事業実施期間

事業実施期間は、令和 6 年度（契約締結日）から令和 10 年度までの 5 年間を予定していますが、予算の状況や事業の進捗等を踏まえ、変更の可能性があります。なお、契約は会計年度毎に行い、令和 6 年度の契約期間は契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日を予定しております。

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

6. 契約の要件

（1）契約形態：委託契約

（2）採択件数：1件

（3）予算規模：8,700,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

（4）成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省資源エネルギー庁に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（5）委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

（6）支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

（1）募集期間

募集開始日：令和6年2月15日（木）

締切日：令和6年3月5日（火）12時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：令和6年2月22日（木）14時～15時

説明会への参加を希望する方は、11. 問い合わせへ2月21日（水）12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「【説明会出席者登録】令和6年度海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

・申請書（様式1）＜1部＞

・企画提案書（様式2）＜7部＞

※企画提案書を作成するにあたっては、次の事項について提案してください。

A) 事業の実施方法

＊令和6年度～令和10年度の事業の実施方法について、概要を示すこと。

＊令和6年度について、詳細な事業の実施方法を示すこと。

B) 実施スケジュール

＊令和6年度～令和10年度の事業の実施スケジュールについて、概要を示すこと。

＊令和6年度について、詳細な事業の実施スケジュールを示すこと。

・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）＜7部＞

・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表＜1部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意

して記入してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）

	光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１１．その他

（１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

（２）これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和３年１月８日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

・その他、執行管理業務と想定する業務

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（３）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（４）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

12. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課

担当：土井、川原、大谷

E-mail : bz1-koubutsu-4703@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【問合せ】令和6年度海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上